

監査公表第 25 号(令和 2 年 12 月 11 日、県公報第 159 号登載)

人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果に基づく措置通知(令和元年度)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査の結果（令和2年3月30日1監総第294号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月11日

福岡県監査委員

同

同

同

藤 山 泰 三

行 正 晴 實

世 利 洋 介

長 裕 海

2保総第2312号
令和2年11月20日

福岡県監査委員 藤山泰三殿
同 行正晴実殿
同 世利洋介殿
同 長裕海殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

令和2年3月30日1監総第294号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	生活保護費について、老齢基礎年金及び老齢厚生年金を収入認定すべきところ、これを行わず、支給過大となっていた。	<p>支給過大については生活保護法第63条に基づき返還させた。</p> <p>本件は、夫の死亡に伴い、夫婦二人世帯として支給することを決定していた生活保護費の振込手続きを中止した上で、妻一人分の生活保護費を支給することとしたが、生活保護システムの自動計算では対応できない事例であったため、手計算により生活保護費を算定した際に、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の収入の認定をしていなかったものである。</p> <p>再発防止策として、担当者は、手計算により生活保護費を算定する場合は、その計算式を保護決定調書の決定理由の余白欄に記述し、上司は、その内容の確認を徹底することとした。</p> <p>また、出先機関との各種会議において、本件監査結果と講じた措置を周知することで情報を共有することとし、事務監査、巡回指導の機会を活用し、改善状況の確認を行うこととした。</p>